

平成 20 年 6 月 16 日

株主各位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 13 番 16 号
みずほインベスターズ証券株式会社
取締役社長 青木 建

招集通知記載事項の一部修正について

当社「第 112 期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので本ウェブサイトをもって、下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

【修正箇所】

修正箇所は、網掛部分のとおりであります。

ページ	項目	修正後	修正前
P.34	(6) 金融先物取引責任準備金の計上基準	金融先物取引の受託に伴う事故による損失に備えるため、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 72 条に従い、旧金融先物取引法第 81 条の規定に基づき、旧「金融先物取引法施行規則」第 29 条に定めるところにより算出した額を計上しております。	金融先物取引の受託に伴う事故による損失に備えるため、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 75 条に従い、旧金融先物取引法第 81 条の規定に基づき、旧「金融先物取引法施行規則」第 29 条に定めるところにより算出した額を計上しております。
P.42	6. 金融先物取引責任準備金の計上基準	金融先物取引の受託に伴う事故による損失に備えるため、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 72 条に従い、旧金融先物取引法第 81 条の規定に基づき、旧「金融先物取引法施行規則」第 29 条に定めるところにより算出した額を計上しております。	金融先物取引の受託に伴う事故による損失に備えるため、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 75 条に従い、旧金融先物取引法第 81 条の規定に基づき、旧「金融先物取引法施行規則」第 29 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

以上